

平成 29 年 7 月 31 日

特殊詐欺被害防止のための ATM 振込の制限について

標記につきまして、キャッシュカードによる ATM での振込に不慣れな高齢者の方を ATM に誘導して振込させる還付金詐欺や振り込め詐欺などの被害が後を絶たない状況です。

つきましては、被害防止のため下記のとおり振込を制限させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制限開始日

平成 29 年 8 月 21 日（月）から

2. 対象となるお客様

70 歳以上の方で過去 1 年間キャッシュカードによる ATM 振込を利用されたことのない方

3. 制限内容

キャッシュカードによる ATM での振込のご利用を停止します。

4. その他

(1) キャッシュカードによる「預け入れ」や「引き出し」は引き続きご利用いただけます。

(2) ATM 振込の利用を希望される場合は、制限を解除いたしますので、キャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえ、営業時間内に窓口へお申し出ください。

以上